

高病原性鳥インフルエンザ（4例目）に係る移動制限区域の解除について

- ・三豊市の養鶏場で令和4年12月11日(日)に発生した高病原性鳥インフルエンザ（4例目）について、発生養鶏場から半径3kmの区域に設定している移動制限区域を、1月6日(金)午前0時(本日24時)をもって解除します。
- ・合わせて、消毒ポイント（6か所）を全て廃止します。

1 移動制限区域の解除

三豊市の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザ(4例目)について、防疫措置が完了した令和4年12月15日(木)から21日が経過することから、国との協議の上、1月6日(金)午前0時(本日24時)をもって、発生養鶏場から半径3kmの区域に設定している移動制限区域を解除します。

2 消毒ポイントの廃止

移動制限区域（4例目）の解除に伴い、以下の消毒ポイントを1月6日(金)午前0時をもって全て廃止します。

No.	設置場所
1	JA 香川県 観音寺カントリーエレベーター
2	JA 香川県 西讃畜産振興センター（旧神田出張所）
3	JA 香川県 高瀬支店
4	JA 香川県 財田支店
5	JA 香川県 西共済事務センター（旧宝山農協）
6	JA 香川県 仲南支店

3 今後の対応

国内で鳥インフルエンザの発生が続いているため、引き続き、家きん飼養者に対して、防疫対策の徹底や飼養衛生管理基準遵守の徹底を周知し、鳥インフルエンザの発生予防に取り組みます。

4 その他

- (1) 日本の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられます。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。